

令和 3年 第 4 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 3年 12月 3日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 3年 12月 3日 (金) 10時 00分
散 会	令和 3年 12月 3日 (金) 11時 15分
出席議員	<p>議長 田中 政浩 1番 寺原 裕明 2番 柳 雅明 3番 持山 英幸 4番 石橋 里美 5番 木村 和彦 6番 深野 良二 7番 田口 讓司 8番 山本 一洋 9番 奥村 忠義 10番 山本 久矢 11番 木村 博文 12番 河内 直子 13番 横山 善美</p>
出席議員数	14名
欠席議員	なし
地方自治法第121条の規定により説明の為に出席した者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 川 波 剛 企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美 税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 仲 村 浩 之 <small>住 民 課 長 小 川 真 一 健 康 課 長 古 川 秀 志</small> <small>人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</small> 環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 倉 掛 俊 一 上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭 こ ども 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡 生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸</p>
欠席者	なし
本会議に職務のために出席した者の職氏名	<p>議会事務局長 山本 孝 議会事務局議会係長 田中 晴美</p>

会 議 録

令和3年第4回定例会

[開会日]

令和3年12月3日(金)

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>令和3年第4回筑前町議会定例会の開会にあたりまして、町民憲章の朗読をさせていただきますきたいと思います。</p> <p>失礼ですが、ご起立願いたいと思います。</p> <p>私のほうで町民憲章の本文を読み上げさせていただきますので、皆様方は黙読をお願いをしたいと思っております。</p> <p>町民憲章</p> <p>一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、こどもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。ご着席ください。</p>
議 長	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。</p> <p>ただいまから、令和3年第4回筑前町議会定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番 柳雅明議員及び3番 持山英幸議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日12月3日から10日までの8日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日から12月10日までの8日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3「諸般の報告」を行います。</p> <p>総務建設常任委員会の活動報告を求めます。</p> <p>総務建設常任委員長</p>
総務建設常任委員長	<p>おはようございます。</p> <p>総務建設常任委員会の活動報告をいたします。</p> <p>前回の報告後、四半期分の報告になります。</p> <p>まず、7月に委員会が所管する課より、今年度の主要施策の報告を受けております。それぞれの課ごとに報告をいただいた上で、質問や要望を含めたところで協議をいたしました。どの課も政策を基に意欲的な実施計画を立ててあるところは認められるものの、議員目線で意見の提案などをさせていただいたところであります。</p> <p>この報告に基づき、それぞれの取り組みの進捗をこれから注視してまいります。</p> <p>そのほか、6月議会において今期委員会の活動課題を数点報告しておりましたが、</p>

	<p>その後、委員会において優先順位を精査いたしまして、今年度におきましては、まず、ため池や農業用水路等の調査研究を進めております。農林商工課、建設課、上下水道課などより関連資料の提出をいただいた上で、それぞれの委員が住民の皆さんから得た情報等を併せて防災上、特に注視しなければならない箇所や慢性的に越水する水路、また、降雨時に頻繁に水没する道路などを実際に見ることで、担当部署により具体的な提言ができるように現地視察を行っております。</p> <p>1回目は7月に町内各所の水路等19か所を視察しております。国道386号線下の暗渠水路の不具合や冠水する道路など数か所の課題が見られました。</p> <p>2回目は先月行いました。10月及び11月に委員会を開き、町内の68か所のため池の中から、防災上、改善を急ぐべき場所を抽出して12か所を視察しております。中には、区長さんをはじめ水利委員さんなどの管理者や、実際に被害を受けてある住民の方などと意見交換などを現場で行い、地域の現状が見えてきたところもございます。</p> <p>その後、2回の委員会を開き、これらの情報を基に各関係機関に提言する意見書を作成中であります。この意見書が地域からの要望等を改善する上で少しでも参考になり、町民の皆さんが安心安全に暮らせる地域になることに貢献できればと願っております。</p> <p>以上で、総務建設常任委員会の報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>続きまして、文教厚生常任委員会の活動報告を求めます。</p> <p>文教厚生常任委員長</p>
文教厚生常任委員長	<p>それでは、文教厚生常任委員会の6月から11月までの活動報告をいたします。</p> <p>委員会では、毎月最低1回の委員会を開催し、「見て・聴いて・町に提言」の委員会テーマに沿って活動を行ってきました。</p> <p>しかしながら、コロナ禍の中で十分な活動ができず、委員会としては感染対策を重視し、できる限りの活動を行おうと本年7月に委員会所管課の施策説明会を開催し、各課から今年度の重要施策について説明を受け、意見交換をしました。</p> <p>また、10月には中学校アフタースクールがリモートで開催されることを聞き、アフタースクールの視察を行いました。現在56名の中学生が参加をし、学習をしていますが、リモート学習に参加するには家庭内におけるネット環境が整っていない場合は参加できない状況もあり、アフタースクールに参加する子どもを一人でも多く参加させるには、家庭でのネット環境の整備も考えていかなければならないと思いました。子どもたちの学びの環境整備も私たちの責務だと痛感しました。</p> <p>さらに、11月には文教厚生常任委員会と教育委員会との意見交換会を行いました。この意見交換会ではICT教育とGIGAスクール教育について、多目的運動公園の管理業務、文化事業、家庭・地域の教育力、不登校対策など、たくさんの内容で意見交換ができました。意見交換会で出た意見を委員会として具体化していきたいと思い、まずは、不登校対策について、本日の午後に不登校生徒の支援員である清武さんを講師に招き学習会を開催します。</p> <p>このように、今後は意見交換会で出た意見を委員会としても学習し、委員会で審議し、施策へと結びつけていきたいと思っております。</p> <p>最後に、委員会では毎月の委員会活動で様々な問題や情報交換等も行っています。今後は、各種意見交換会や視察等をコロナウイルス感染対策を考えながら、創意工夫した活動をしていきたいと思っています。</p> <p>以上で、文教厚生常任委員会の報告といたします。</p>
議長	報告が終わりました。

日程第4	
議 長	日程第4「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 田頭町長
町 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、令和3年第4回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。令和3年最後の定例会でございます。この1年間を振り返りながらご挨拶をさせていただきます。</p> <p>まずは新型コロナウイルス感染症であります。昨年から続く感染は全世界で広がり、多くの方が感染されており、その対応に追われた1年となりました。本町におきましても、コロナ対策を念頭に置いたまちづくりを進め、住民の皆様へのワクチン接種を推進するため、対策室を新たに設置するとともに、国の臨時交付金を活用し、経営や生活に大きな影響があった方々への支援を行ってまいりました。今後も住民の皆様が安心して生活できるよう、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>このような厳しい社会情勢ではありますが、本町では明るい話題もありました。近年、福岡都市圏から1時間圏内という条件の下、上下水道の整備や子育て支援等の充実から住宅の建設が増えるとともに、転入される方も多くなってきており、1月末の住民基本台帳の人口が初めて3万人を突破し、令和2年度国勢調査の結果においても、平成20年の前回調査から285人の増加となりました。人口減少社会の中で増加することは、町の大きな活力となります。</p> <p>さらに、多くの方々のご協力により、長年の念願でありました県道久光西小田線と、町道久光・上高場線の接続工事が完了し、国道386号の篠隈地区歩道整備も来年着工の予定です。</p> <p>また、コロナ禍の社会だからこそ、ピンチはチャンスと捉えることで進んだものもあります。小中学生への1人1台のタブレット端末の普及が完了したことで、オンライン事業等が可能となり、学習環境の向上に寄与するものとなっております。</p> <p>さらに、来年4月には、本町西部に私立保育所が開所いたします。一方で、昨年から実施したど〜んとかがし祭りに代わる花火については、打ち上げ箇所を10か所に増やし、より多くの方々に見ていただけるものとなりました。併せて町の風物詩ともなった住民共同の作品「わらかがし鶏」の製作展示も、コロナ禍からの夜明けを告げるものとして、町民の願いを表現し人気を博しております。</p> <p>さて、これからの時代はご承知のとおり、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響等、ますます厳しくなっていくことが予想されます。そういった状況下ではありますが、先人たちが築きあげられてきた風土とFoodをはじめとする本町の魅力を生かし、誰もが筑前町に住みたい、帰ってきたい、この町で暮らしを楽しみたいと思える、とかいなかのまちづくりを推進いたします。そのことで醸成される筑前町に住むことへの誇り、筑前町プライドこそ、その源泉だと考えております。</p> <p>それでは、本日提案します議案11件の説明を申し上げます。</p> <p>議案第36号 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更につきましては、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の事務所移転に伴い、同事務組合規約を変更する必要がありますため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第37号 筑前町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）基金条例の制定につきましては、筑前町まち・ひと・しごと創生推進計画の認定に伴い、企業版ふるさと納税を計画にある事業に要する経費に充てるにあたり、基金条例を定める必要があるため、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第38号 筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て</p>

	<p>支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令等が施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第39号 筑前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、附則第2条の職員の経過措置について、期間が令和5年3月31日までの期限となっていることから、学童保育所の運営に支障を生じる可能性があるため、当該条例の一部を改正する必要性があり、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第40号 筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法施行令等の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第41号 筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が施行され、関係政令の整備に関する政令が公布されたことに伴い、筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第42号 筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和3年8月豪雨により発生した甚大な災害における関係受益者の負担軽減を図るため、筑前町分担金徴収条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第43号 令和3年度筑前町一般会計補正予算（第9号）につきましては、補正額2億4,296万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ136億9,145万4,000円とするものです。増額補正する主なものは、新型コロナウイルスワクチン3回目接種に要する経費5,049万8,000円、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金事業4,264万2,000円、各小中学校プールスタート台改修工事1,616万9,000円などを追加するものです。</p> <p>議案第44号 令和3年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,685万2,000円とするものです。</p> <p>議案第45号 令和3年度筑前町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入の予定額を35万円増額し、収益的収入総額を13億2,643万1,000円、収益的支出の予定額を35万円増額し、収益的支出総額を13億2,643万1,000円とするものです。</p> <p>議案第46号 令和3年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入の予定額を206万4,000円減額し、収益的収入総額を4億9,137万2,000円、収益的支出の予定額を60万円減額し、収益的支出総額を4億8,738万2,000円とするものです。</p> <p>以上が本日提案しました議案等の提案理由でございますが、いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、挨拶と議案等の説明といたします。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5～ 日程第15	

議 長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第5から日程第15までを一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第5 議案第36号から日程第15 議案第46号までは議案の説明のみ行いたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、順次議案の説明を求めます。</p> <p>企画課長</p>
企画課長	<p>おはようございます。</p> <p>議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第36号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更について」</p> <p>地方自治法第286条第2項の規定により、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約を別紙のとおり変更する。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>提案理由につきましては、町長から説明がございましたので、省略をさせていただきます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の一部を次のように変更する。</p> <p>第4条、組合の事務所の位置です。下線部分につきまして、「朝倉市甘木873番地3」から「朝倉市一木18番地20」とするものです。甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の事務所を甘木・朝倉消防本部庁舎に移転することが決まりましたので、規約の変更をするものです。</p> <p>広域圏の規約変更につきましては、構成市町村の議会議決を要しますので、朝倉市、東峰村においても同様に12月議会にご提案をしております。</p> <p>附則、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>以上、ご提案をいたします。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>議案第37号「筑前町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）基金条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。</p> <p>5ページをお願いします。</p> <p>第1条に本条例の目的を定めております。筑前町まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げた事業に要する経費の財源に充てるため、筑前町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）基金を設置するものです。</p> <p>第2条に基金として積み立てる額を定めておりますが、一般会計歳入歳出予算で定める額とし、前条に規定する設置の目的に係る寄附があったときは、これを基金に積み立てるものです。</p> <p>第3条に管理、第4条に運用益金の処理、第5条に繰替運用、第6条に処分、第7条に委任について定めております。</p> <p>附則として、この条例は公布の日から施行するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

	よろしくお願ひいたします。
議 長	こども課長
こども課長	<p>おはようございます。</p> <p>議案第38号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出いたします。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長の説明どおりでございます。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年筑前町条例第10号）の一部を次のように改正する。</p> <p>改正案と現行を比較してお示ししております。</p> <p>現行の「(内容及び手続の説明及び同意)」について、第5条第2項以下第6項までを削除しております。</p> <p>同じく、9ページです。</p> <p>第38条第2項を削除。</p> <p>「(特定教育・保育施設等との連携)」、第42条の下線部分「この号」を改正案「この号及び第4項第1号」とする。また、改正案「(電磁的記録等)」第53条を追加、以下、条を繰り下げるものです。</p> <p>この改正はデジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや保育所等の保護者の間の手続き等に関するもので、書面等によることが規定または想定されるものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を改正されているものです。</p> <p>この条例は、公布の日から施行するものでございます。</p> <p>次に、議案第39号、13ページでございます。</p> <p>「筑前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出いたします。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由については、町長の説明どおりでございます。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>筑前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年筑前町条例第12号）の一部を次のように改正する。</p> <p>改正案と現行を比較してお示ししております。</p> <p>現行の附則「(職員の経過措置)」、第2条「令和5年3月31日までの間」を「当分の間」とし、現行の「令和5年3月31日までに」を削除するものです。</p> <p>この改正は、学童保育に従事する者が所定の条件を満たした上で研修を修了し、学童支援員として勤務できる間の経過措置でございます。支援単位ごと2名配置のうち1名は必ず学童支援資格を持つ者を配置する必要があるが、新規採用者が多数発生した場合は、これらが学童支援資格を取得するまでの間、運営ができなくなる可能性がある。このため、経過措置として令和5年3月31日までの間においての要件を満たし、かつ令和5年3月31日までに研修を終了する予定の者については、学童支援員とみなすことができるというのが現行であります。</p> <p>この改正により、一部において令和5年3月31日までに研修を終了する予定の者に該当しない者が発生する可能性があることから、近隣自治体の条例を参考に「令和5年3月31日まで」という具体的な期間を削除することで、常に採用初年度か</p>

	<p>ら支援員とみなすことができ、安定した学童保育所の運営が可能となることから条例改正を行うものです。</p> <p>附則、この条例は公布の日から施行するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>議案書15ページをお願いいたします。</p> <p>議案第40号「筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由は町長説明のとおりでございますので、省略をさせていただきます。</p> <p>16ページをお願いいたします。</p> <p>新旧対照表となっております。今回の一部改正につきましては、現在42万円の出産育児一時金を給付しておりますけれども、内訳としまして、本来支給額40万4,000円に産科医療補償制度の掛け金1万6,000円を加算いたしまして、42万円の給付額となっております。</p> <p>この加算しております産科医療補償制度の掛け金が令和4年1月1日から1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることになりましたけれども、出産育児一時金の支給総額につきましては、少子化対策の観点から42万円を維持すべきとされたことを踏まえまして、掛け金差額の4,000円を本来支給額に加算し、40万4,000円から40万8,000円としまして、引き下げとなりました産科医療補償制度の掛け金1万2,000円を加算しまして、合計42万円の給付額を維持するものでございます。</p> <p>また、産科医療補償制度の掛け金加算の1万6,000円から1万2,000円の改正につきましては、16ページの改正条例案では3万円を上限として加算するものとしておりますけれども、この上限額の設定につきましては、国主導によるものでございまして、1万2,000円という改正される加算額につきましては、別途筑前町国民健康保険条例施行規則の一部改正で定めるものでございます。</p> <p>附則としまして、この条例は令和4年1月1日から施行し、経過措置として施行日前の出産育児一時金の額については、従前の例によるものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p> <p>続きまして、議案書の17ページをお願いいたします。</p> <p>議案第41号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由は町長説明のとおりでありますので、省略をさせていただきます。</p> <p>18ページから29ページまでが新旧対照表となっております。今回の主な改正につきましては、提案理由の法改正によりまして、令和4年度の国保税算定から導入されるもので、少子化対策として子育て世帯の経済的負担軽減の観点で行われるものであり、未就学児の均等割額を5割軽減するものです。この新たな内容の追加条文が21ページから22ページにわたっております。</p> <p>第22条第2項に新たに追加しておりますけれども、国保税の納税義務者の属する世帯内の6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者を未就学児と定義しまして、22ページ、(1)1号ですけれども、医療保険分、(2)2号が後期高齢者支援金分でありまして、それぞれアが7割軽減世帯、イが5割軽減世帯、ウが2割軽減世帯、エが軽減なし世帯の定義となっており、それぞれの軽減後に減額</p>

	<p>する額をそこで定めているものでございます。</p> <p>22ページの1号の医療保険分の7割軽減世帯で申し上げますと、アが7割軽減世帯に該当します。本町均等割額2万7,000円でありますけれども、その2万7,000円からアに規定されております前項第1号アに規定する金額というものは、1万8,900円であります。その1万8,900円を2万7,000円から差し引きまして、差し引き後の額が8,100円となります。そして22ページ、1号アに定めております4,050円を、さらに8,100円から4,050円を差し引いた額4,050円が7割軽減世帯の未就学児1人あたりの均等割額となるものでございます。</p> <p>条文では減額定義となっておりますので、先ほどの医療保険分の7割軽減世帯の分を計算式にしますと、本町均等割額2万7,000円と申し上げました。その2万7,000円に7割軽減、10分の3を掛けまして、さらに5割軽減ですので、2分の1を掛けますと4,050円という算定結果になります。</p> <p>このほかの5割軽減世帯、2割軽減世帯、軽減なし世帯も同様の算定となりまして、5割軽減世帯が6,750円、2割軽減世帯が1万800円、軽減なし世帯が1万3,500円と、均等割額2万7,000円から軽減後の未就学児1人あたりの均等割額となります。</p> <p>同じように、後期高齢者支援金分も本町均等割額8,000円から、7割軽減世帯が1,200円、5割軽減世帯が2,000円、2割軽減世帯が3,200円、軽減なし世帯が4,000円と、軽減後の未就学児1人あたりの均等割額となるものでございます。</p> <p>今回の減額後の最終的な未就学児の均等割額は、それぞれの軽減後に5割軽減いたしますので、軽減なし世帯は5割軽減、2割軽減世帯は6割軽減、5割軽減世帯は7.5割軽減、7割軽減世帯は8.5割軽減となり、この軽減額分の差額につきましては全額公費負担といった形になっております。</p> <p>そのほか条文改正につきましては数多くございますけれども、今回の法律、政令改正に合わせるとともに、国主導によりまして規定の整備等がなされ、適切な条文に改正するものでございます。</p> <p>最後に29ページ。</p> <p>附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行し、適用区分として、改正後の規定は令和4年度以降の年度分の国保税に適用し、令和3年度分までの国保税については、従前の例によるものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>建設課長</p>
<p>建設課長</p>	<p>議案書の30ページをお願いいたします。</p> <p>議案第42号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。</p> <p>31ページをお願いいたします。</p> <p>令和3年8月豪雨により発生しました本町の災害が激甚災害の指定を受けております。今回の分担金徴収条例の一部改正案につきましては、令和3年8月豪雨による災害復旧事業に係る受益者負担率の特例として、災害復旧事業の受益者分担金が発生します農林水産業施設災害復旧事業の町単独事業について、受益者の負担軽減を図るものでございます。現行の負担割合につきましては、(1)の農地が、町が6</p>

	<p>0%、受益者40%、(2)施設のほうが町70%、受益者30%でございます。今回の改正で(1)、(2)それぞれ町90%、受益者10%の割合に改正するものでございます。</p> <p>附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の筑前町分担金徴収条例附則第15項の規定は、令和3年8月11日から適用する。</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>議案書の32ページをお願いします。</p> <p>議案第43号「令和3年度筑前町一般会計補正予算(第9号)について」令和3年度筑前町一般会計補正予算(第9号)を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の令和3年度一般会計補正予算(第9号)をお願いします。</p> <p>1ページです。</p> <p>令和3年度筑前町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,296万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億9,145万4,000円とするものです。</p> <p>第2条に債務負担行為、第3条に地方債の補正を定めております。</p> <p>6ページをお願いします。</p> <p>第2表、債務負担行為につきましては、夜須中学校給食業務委託事業を行うにあたり、債務負担行為を設定するものです。期間は令和4年度より8年度まで、限度額は8,310万5,000円です。</p> <p>7ページです。</p> <p>第3表、地方債補正につきましては、災害復旧事業債の限度額を1億7,912万5,000円に増額するものです。</p> <p>それでは、事項別明細書で歳出のほうから説明いたします。</p> <p>13ページをお願いします。</p> <p>報酬、給料、職員手当、共済費、旅費の職員及び会計年度任用職員人件費に関わる補正につきましては、本年度の人事異動、共済費の増額等に伴う補正であります。それぞれの説明は省略させていただきます。また、過年度補助金等返還金につきましても、説明を省略させていただきます。</p> <p>1款1項1目議会費8節旅費65万4,000円の減及び13節使用料及び賃借料2万円の減は、研修旅費及び車借上料の減額によるものです。</p> <p>2款1項2目文書広報費12節委託料33万円の増額は、定年延長制度導入に伴う例規整備委託料です。</p> <p>14ページをお願いします。</p> <p>13目多目的運動広場整備等基金費337万9,000円の増額です。国有提供施設等所在市町村助成交付金の確定により、積立額を増額するものです。</p> <p>15目ふるさと応援基金費2,142万3,000円の増額は、ふるさと応援寄附金の増に伴い、基金元金を積み立てるものです。</p> <p>19目企画費7節報償費2,137万9,000円、11節役務費51万6,000円、12節委託料639万9,000円は、ふるさと応援寄附金の増に伴い、経費を増額するものです。</p> <p>23目コミュニティ推進費30万円の減は、コミュニティ活動助成金を減額するものです。</p>

	<p>25目防犯対策費59万円の増額は、産休代替の人材派遣委託料です。</p> <p>29目公共交通活性化対策事業費162万6,000円は、地域巡回バスの燃料費、修繕料及びタイヤ改正による時刻表印刷費を増額するものです。</p> <p>38目新型コロナウイルス地方創生費4,264万2,000円の増額です。ちくぜん防災発信拠点事業を12月11日に道の駅筑前みなみの里にて開催するために要する経費として、10節のちくぜん防災発信拠点事業消耗品22万5,000円、12節委託料14万3,000円、13節使用料及び賃借料12万1,000円の増額です。</p> <p>防災備蓄品購入に要する経費として、14節工事請負費のうちの44万円、17節のハイブリッド小型発電機201万5,000円の増額です。草刈応援事業として、17節の竹チップ機械165万3,000円及び草刈機350万円の増額です。公共的空間安全・安心確保事業として、14節工事請負費の2,500万円は、公園の抗菌化ベンチ入替及び非接触型トイレ改修工事による増額です。</p> <p>コロナに負けるな！筑前町元気づくり事業として、10節の消耗品費150万円、印刷製本費7万円の増額は、成人式で新成人に配布する観光いちご園ペアチケットと平和記念館ペアチケット入場券及び2月実施のうぐいすマラソンの参加者に配布する景品の費用です。高齢者等見守り・生活支援システム改良事業として、17節の緊急通報装置用無線ペンダント115万9,000円の増額です。学校環境整備事業として、17節の各小中学校体育館に設置する冷風機581万6,000円及び各小中学校に貸し出す乗用草刈機100万円の増額です。</p> <p>15ページです。</p> <p>40目企業版ふるさと応援基金費10万1,000円の増額は、基金設置の目的に係る寄附金があったとき、基金元金を積み立てるものです。</p> <p>2款2項2目賦課徴収費16万5,000円は、令和2年分確定申告期限延長に伴う税務相談員謝金を増額するものです。</p> <p>2款3項1目戸籍住民基本台帳費12節委託料140万4,000円の減額は、事業費確定によるものです。</p> <p>2款5項2目工業統計調査費6,000円の減は、事業費確定により消耗品費を減額するものです。</p> <p>2款6項1目監査委員費20万円の減は、研修旅費を減額するものです。</p> <p>3款1項1目社会福祉総務費です。</p> <p>16ページをお願いします。</p> <p>14節工事請負費89万1,000円は、めくばー健康福祉館の雨漏り補修工事による増額です。</p> <p>27節繰出金61万4,000円は、国保特別会計における給与費等の繰出金を増額するものです。</p> <p>3款1項5目老人福祉費12節委託料153万1,000円は、高齢者虐待防止等緊急支援事業委託料を増額するものです。</p> <p>6目障害者福祉費、11節役務費2万円は審査支払手数料の増、19節扶助費1,101万2,000円は、自立支援医療費給付費を増額するものです。</p> <p>7目重度障害者医療対策費200万円は、重度障害者医療費を増額するものです。</p> <p>3款2項2目児童措置費113万3,000円の増額は、法改正に伴う児童手当システムの改修委託料です。</p> <p>17ページです。</p> <p>4款1項1目保健衛生総務費12節委託料715万円の増額は、健康かるて健(検)診データの標準化及び副本登録対応委託料です。2目母子衛生費12節の妊</p>
--	---

婦健康診査委託料506万5,000円、19節の未熟児養育医療給付費244万3,000円の増額は、対象者の増によるものです。3目予防費5,049万8,000円の増額です。

18ページをお願いします。

7節報償費から17節備品購入費において、新型コロナワクチン接種事業の3回目接種に要する経費を増額するものです。5目環境衛生費18節負担金補助及び交付金206万4,000円の減額は、高料金対策総務省通達繰入基準額の変更に伴う上下水道事業繰出金の減及び基礎年金拠出金係数変更に伴う繰出金の減によるものです。

5款1項3目農業振興費165万円は、国の共通申請システムへ移行するための経費を増額するものです。

19ページです。

5款2項1目林業総務費6万円の増額は、事業確定によるものです。2目林業振興費1,000円の減額及び3目林道費1万円の減額は、予算の組み替えによるものです。

7款4項1目都市計画総務費35万円は、人事異動に伴い下水道事業会計繰出金を増額するものです。

7款5項1目住宅管理費393万8,000円は、来年度実施する町営住宅井手団地B棟、C棟及び新太刀洗団地A棟の屋根改修工事の設計業務委託料です。

20ページをお願いします。

9款1項2目事務局費12節委託料82万6,000円は、産休代替に伴う人材派遣委託料、14節工事請負費1,673万9,000円は、各小中学校のプールスタート台改修及び中牟田小学校、東小田小学校のパソコンルーム学習家具の撤去工事費です。

9款2項三並小学校費の工事請負費97万3,000円の増額は、多目的ホールフロア改修及び体育館トップライト防水工事によるものです。

9款3項中牟田小学校費の工事請負費171万2,000円及び4項東小田小学校費の185万9,000円は、来年度に特別支援学級が増設される予定であることから、今年度中に教室の改修を行うものです。

21ページです。

9款10項2目体育施設費129万8,000円の増額は、町民プール飛込台の撤去工事によるものです。

10款1項1目現年発生農林水産業施設災害復旧費は、激甚災害指定に伴う起債額変更及び受益者負担率変更により、財源を組み替えるものです。

11款1項公債費の補正は、利率変更によるものです。

続きまして、歳入の説明をします。

10ページをお願いいたします。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金337万9,000円の増は、本年度交付金額の確定によるものです。

14款1項10目災害復旧費分担金384万円の減額は、分担率の変更によるものです。

16款1項3目5節心身障害者保護費負担金2,131万2,000円は、障害者自立支援医療事業に対する国負担金です。4目1節保健衛生費負担金3,927万円の増額は、健康管理システム運用事業に310万3,000円、未熟児養育医療事業に102万1,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業に3,514万6,000円の国庫負担金です。

	<p>16款2項2目1節総務費補助金2,060万7,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額するものです。3目2節児童福祉費補助金113万3,000円は、法改正に伴う児童手当システム改修に対する国庫補助金です。4目1節保健衛生費補助金、1,535万2,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する国庫補助金です。7目5節住宅費補助金177万2,000円は、町営住宅屋根改修工事設計業務に対する国庫補助金です。</p> <p>11ページです。</p> <p>17款1項3目5節心身障害者保護費負担金1,128万円は、障害者自立支援医療事業に対する県負担金です。4目1節保健衛生費負担金51万円は、未熟児養育医療事業に対する県負担金です。</p> <p>17款2項3目1節社会福祉費補助金100万円は、重度障害者医療費支給事業に対する県補助金です。5目1節農林水産業費補助金165万円は、経営所得安定化対策に対する県補助金です。</p> <p>17款3項2目4節統計調査費委託金5,000円の減額は、事業確定によるものです。</p> <p>19款1項2目指定寄附金はふるさと応援寄附金4,971万7,000円の増額、企業版ふるさと応援寄附金10万円を増額するものです。</p> <p>20款2項1目1節財政調整基金繰入金3,189万9,000円の増額は、今回補正の一般財源調整によるものです。4節公共施設等整備基金繰入金1,746万6,000円の増額は、各小中学校プールスタート台改修工事及び町民プール飛込台撤去工事によるものです。10節ふるさと応援基金繰入金2,203万5,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について、交付金限度額を超える分を充当するものです。</p> <p>12ページをお願いします。</p> <p>22款5項2目5節雑入172万6,000円は、派遣職員人件費の補正に伴うもの及び未熟児養育医療徴収金の増によるものです。</p> <p>23款1項10目2節農林水産施設災害復旧債660万円は、激甚災害指定に伴い借入額を増額するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。 よろしく願いいたします。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>議案書33ページをお願いいたします。</p> <p>議案第44号「令和3年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」</p> <p>令和3年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の国保特別会計補正予算（第2号）をお願いいたします。</p> <p>1ページです。</p> <p>令和3年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,685万2,000円とするものです。</p> <p>事項別明細書でご説明申し上げます。</p> <p>7ページの歳出をお願いいたします。</p>

	<p>1 款 1 項 1 目一般管理費 6 1 万 4, 0 0 0 円の増額補正につきましては、4 月の人事異動によります職員人件費の増額補正です。</p> <p>次に、9 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金 5 7 万円の増額補正につきましては、現時点でも予算不足が生じておりました、現在、予備費充用で対応している状況でございます。これは、主に 1 0 月初旬にお一人、組合健保に遡及加入が発覚いたしましたして、約 1 9 0 万円の還付金が発生したことによるものが主な要因でありまして、決算見込みを立てる中で、最低限必要額を今回、増額補正するものでございます。</p> <p>次に 6 ページ、歳入をお願いいたします。</p> <p>1 0 款 1 項 1 目一般会計繰入金 6 1 万 4, 0 0 0 円の増額補正は、歳出でご説明申し上げました職員人件費に対する繰入金でございます。</p> <p>1 2 款 4 項 1 4 目国民健康保険事業費納付金精算金 5 7 万円の増額補正につきましては、退職被保険者納付金分の過年度精算額でございます。</p> <p>以上で、今議会におきまして補正予算をお願いします国保特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	上下水道課長
上下水道課長	<p>議案書の 3 4 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 4 5 号「令和 3 年度筑前町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について」令和 3 年度筑前町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の令和 3 年度筑前町下水道事業会計補正予算書（第 2 号）をお願いいたします。申し訳ございませんけれども、説明に入る前に一部訂正をさせていただきたいと思っております。</p> <p>1 8 ページをお開きください。</p> <p>表中の上段となりますけれども、款項目節の右側に「本年度予定額」とありますけれども、その右側、「前年度予定額」となっております。本来、そこには「補正予定額」となるべきですけれども誤っておりますので、申し訳ございませんけれども訂正をお願いいたします。1 9 ページも同様となっておりますので、併せて訂正方をお願いいたしますと思っております。申し訳ございません。</p> <p>それでは、説明のほうに入らせていただきます。</p> <p>1 ページをお開きください。</p> <p>令和 3 年度筑前町下水道事業会計補正予算（第 2 号）。</p> <p>第 1 条 令和 3 年度筑前町下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第 2 条 令和 3 年度筑前町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。</p> <p>収入でございます。</p> <p>第 1 款第 2 項営業外収益 3 5 万円を増額し、総額を 1 3 億 2, 6 4 3 万 1, 0 0 0 円とするものです。</p> <p>続きまして、支出です。</p> <p>第 1 款第 1 項営業費用 3 5 万円を増額し、総額を同じく 1 3 億 2, 6 4 3 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。</p> <p>2 ページをご覧ください。</p> <p>第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり改める。第 1 号職員給与費、既決予定額を 3 5 万円増額し、4, 7 4 4 万 4, 0 0 0 円とする。</p>

第4条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「1,522万1,000円」を「1,557万1,000円」に改める。

補正の内容について説明をさせていただきます。

まず、第3条でございます。事項別明細書の20ページをお開きいただきたいと思っております。

1款1項4目総係費の職員給与費等でございます。こちらにつきましては、令和3年度の人事異動により変更が生じたもので、35万円の増額となるものでございます。詳細につきましては8ページ、9ページに給与費明細書を記載しておりますので、お読み取り願いたいと思っております。

続きまして、第4条でございます。

すいません、戻りまして17ページをお願いしたいと思っております。

表中の中ほどになりますけれども、1款2項2目1節他会計補助金35万円の増額でございます。先ほどの第3条職員給与費等を増額するにあたり、同額を補正するものでございます。

以上で、筑前町下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、水道事業会計補正予算（第1号）の説明に移りたいと思っております。

議案書の35ページをお願いいたします。

議案第46号「令和3年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）について」

令和3年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

本日付、町長名でございます。

別冊の令和3年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）をお願いしたいと思っております。

1ページをお開きください。

令和3年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和3年度筑前町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度筑前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款第2項営業外収益206万4,000円を減額し、総額を4億9,137万2,000円とするものでございます。

支出でございます。

第1款第1項営業費用60万円を減額し、総額を4億8,738万2,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

第1号職員給与費、既決予定額から60万円減額し、4,632万9,000円とする。

第4条 予算第8条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額を次のとおり改める。

第1号高料金対策費等としての経費、既決予定額から206万4,000円を減額し、5,324万9,000円とする。

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。事項につきましては、水道メーター検針業務、期間、令和4年度から令和6年度まで、限度額1,440万円とするものでございます。

内容について説明をさせていただきます。

	<p>15ページをお開きください。</p> <p>下段のほうとなりますけれども、1款1項3目総係費の職員給与費等でございますけれども、令和3年度の人事異動により変更が生じ、60万円の減額となるものでございます。詳細につきましては7ページ、8ページに給与費明細書を記載しておりますので、お読み取り願いたいと思います。</p> <p>続きまして、第4条です。</p> <p>13ページをお開きください。下段となります。</p> <p>1款2項2目1節、他会計補助金でございます。</p> <p>4条の高料金対策費等としての経費についてですが、総務省の通達にて繰入基準額が確定したことにより、206万4,000円の減額となるものでございます。</p> <p>続きまして、5条の債務負担行為でございます。</p> <p>戻りまして、2ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>給水開始した平成21年から筑前町シルバー人材センターと委託契約をしておりますけれども、今回、同センターより水道検針員の確保が難しく、水道加入戸数の増加に比例し、検針数の増による現検針員への負担の増加並びに事故あった場合の契約補償として代替検針が困難という理由によりまして、令和4年度以降の契約を辞退したいと、そういった旨を提出されましたので、これ以降につきましては、民間委託に向けて債務負担行為を今回計上させていただくものでございます。</p> <p>以上で、水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	議案の説明が終わりました。
散会	
議長	<p>以上で本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>本日はこれにて散会いたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>

(11:15)